

平成 29 年

東部知多衛生組合議会
第 1 回定例会会議録

平成 29 年 2 月 9 日（木）開会

平成 29 年 2 月 9 日（木）閉会

東部知多衛生組合

平成29年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

平成29年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、平成29年2月9日東部知多浄化センター議場に招集された。

1 応招議員

1番 深谷直史	2番 大西勝彦	3番 日高 章
4番 月岡修一	5番 富永秀一	6番 早川直彦
7番 山下享司	8番 前田明弘	9番 西尾弘道
10番 久保秋男	11番 沢田栄治	12番 渡辺 功

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成29年2月9日（木）午前10時00分 開会

平成29年2月9日（木）午前11時37分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人	副管理者 小浮正典	副管理者 神谷明彦	副管理者 竹内啓二
副管理者 山内健次	監査委員 古橋洋一	会計管理者 福井芳信	
事務局長 遠藤公昭	業務課長 久米繁治	総務課長 加藤博之	主幹 佐藤正裕

業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 浅田貴志 副主幹 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 遠藤公昭 書記 加藤博之 書記 浅田貴志

9 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問
	諸報告
日程第 4	報告第 1 号 例月出納検査報告について
	報告第 2 号 定期監査について
日程第 5	議案第 1 号 東部知多衛生組合行政不服審査法施行条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号 東部知多衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号 東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 5 号 東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 6 号 平成 28 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	議案第 7 号 平成 29 年度東部知多衛生組合一般会計予算

○議長（深谷直史）

皆さん、おはようございます。

平成 28 年度も残すところ 1 か月余りとなり、各市町におかれましては、3 月定例会を間近に控えまして何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして報告をさせていただきます。管理者から全員協議会の開催要望があり、先ほどの議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。

定例会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって平成29年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めるので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、平成29年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理の環境行政につきまして、深いご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

当組合では、4年間の継続事業として現在実施しております、ごみ処理施設建設事業も3年目を向かえます。平成31年度の供用開始を目指し、施設整備の基本方針に沿って、住民生活に支障を来たさない安定性はもちろんのこと、ダイオキシン類など排ガス対策を含めた安全・安心な処理を行うと共に、循環型社会・低炭素社会形成の拠点となる施設を整備しているところでございます。何卒、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、条例の制定及び一部改正が5件、平成28年度の補正予算、そして平成29年度当初予算で計7件の議案を提出いたしております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただきまして、「平成29年度から31年度までの実施計画」をご報告させていただきたいと存じます。

議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査のうえ、お認め賜りますよう、お願ひ申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（深谷直史）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、4番、月岡修一議員及び7番、山下享司議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。

それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

5 番、富永議員、自席にてお願ひいたします。

○ 5 番議員（富永秀一）

おはようございます。議長より質問の機会をいただきましたので、一般質問させていただきます。

燃えるごみを自動選別してバイオガス発電し、売電収入を得る施設の導入についてです。兵庫県の朝来市と養父市で構成します、南但広域行政組合の南但クリーンセンターでは、生ごみを分別収集するのではなく、普通に燃えるごみを収集して、それを機械で自動選別する。具体的には、ハンマーが高速回転している筒の中に、燃えるごみを投入すると、生ごみの様に湿ったごみは粉々に粉碎される。乾いたごみは細かくはならない。そして、粉碎されたメタンガス発生に適したバイオマス資源だけが網の下に落ちる。そうやって、自動的に分けて、バイオガスを連続的に発生させて、平均 300 キロワットで連続発電して、売電収入を得ています。

ここでは、選別後の、ガス化に向かないごみは量が少ないと言うことで、効率が悪いと言うことで、焼却だけして発電していませんが、京都市や東京都の町田市で建設中の施設では、同様に自動選別してバイオガス発電をし、さらに残りのごみを焼却する際にも、十分な量があるため、ボイラー発電をするダブル発電を行うことになっています。

我々の組合で建設中の新ごみ処理施設でも、焼却熱を利用して発電することになってますが、この売電価格は一般廃棄物ですから、現在の固定価格の買取り制度が維持されると 1 キロワットあたり 17 円プラス税です。それに対して、メタンガス化して発電した場合は 39 円プラス税という高い価格で売電できます。

また、生ごみなど湿った可燃ごみが除かれるため、投入されるごみのカロリーが大幅に上がりますから、焼却の際に必要な燃料が劇的に減り、燃料コストが削減できます。そのメタンガス化発電施設での、単独で見ても採算性は悪くないと予想されますが、さらに、補助事業に選ばれた

り、高い率の交付税処置が行われたりすれば、さらに経済的メリットは大きくなり、各市町の負担金を削減できる可能性があります。今更、新ごみ処理施設の大幅な設計変更をするのは大変ですから、施設稼働後の追加でよいですから、コスト削減、CO₂削減を目指して、焼却の前にバイオガス発電をする施設の導入が可能か、検討するお考えはありませんでしょうか。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

最初に私から基本的な事項をお答えしまして、ご質問の要旨につきましては、事務局長が答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

現在、建設中のごみ処理施設においては、有識者を含むごみ焼却施設技術検討委員会を設置し、組合での最適なごみ処理方式の検討を行い、施設整備検討委員会及び焼却施設建設工事プロポーザル審査委員会を経て現在に至っております。

ご質問のありましたバイオガス発電設備は、大府市が「地域バイオマス産業都市」として認定され、「地域バイオマス産業化推進事業」で、平成27年4月に供用開始した民間の施設がございます。バイオガス発電を行うためには、敷地が必要となり、現在建設中の施設では、限られた敷地内での建設を行っていくなかで、ご質問のありましたバイオガス発電設備を併設するスペースがないため、導入することはできないと考えております。

平成31年度に供用開始を目指します、新ごみ処理施設につきましては、ごみ処理施設整備に係る4つの基本方針を基に、慎重に事業進捗を図ってまいりたいと存じておりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力を願い申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局長から答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（深谷直史）

事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

ご質問の「燃えるごみを自動選別してバイオガス発電し、売電収入を得る施設の導入について」をお答えいたします。

先ほど管理者がお答えいたしましたように、現在建設中のごみ処理敷地内には、バイオマス発酵を行うための設備として、前処理を行う「燃やせるごみから生ごみを取り出すための機械選別」、「微生物によりガスを発生させる発酵槽」、また「発生したガスを貯蔵する設備」、「ガスを燃焼して発電する設備」などバイオガス発電設備を併設するための場所が敷地内にございません。

また、先行導入されている兵庫県の南但広域行政組合南但クリーンセンターや、事業着手されている京都市、町田市のバイオガス発電設備併設の熱回収施設の状況を見ますと、焼却施設に対するバイオガス化施設の施設規模割合は、各施設により 10 から 45 パーセントとかなり開きがあります。

確かに、バイオガス発電設備併設の熱回収施設、ごみ焼却施設の利点としては、バイオマスの有効活用の観点に加え、再生可能エネルギーの固定買取価格制度を活用することで、維持管理費の削減が可能になる点、高効率原燃料回収施設の導入により、高効率な発電が可能になる点、及び直接焼却する場合に比べて、焼却ごみの減量、エネルギー効率の向上、CO₂排出抑制の効果があることが実証されておりることは先の事例からも判断できます。

今後、新たなごみ処理施設の建設、稼働後の事業計画につきましては、構成市町の部課長を構成員とする施設建設委員会において「コストや環境負荷削減の効果となるさまざまな施策」などを協議、検討を行ってまいりたいと思っています。

なお、今回ご質問のありました「燃えるごみを自動選別してバイオガス発電を行う施設」を建設するためには、大府市にあります平成 27 年 4 月に供用開始したバイオガス発電施設もあり、組合が設置する施設規模、施設場所、費用対効果等多くの課題があります。今後、この委員会において調査研究をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（深谷直史）

一通り答弁は、終わりました。再質問がありましたら、挙手を願います。

5 番、富永議員。

○5 番議員（富永秀一）

基本的にはできないと言うことでありつつ、最後に少し研究もと言うような含みでした。一応、ゼロではないと言うことで、再々質問の分も併せて、あと 1 回にしておきたいと思うのですが。

生ごみの分別収集と言うのは、堆肥にする場合にはよくて、豊明市も 8,000 世帯でやっていたわけなんんですけども、分別と言うのは何でもそうですけれど、やった方が資源としての価値は上がるけれども、やっぱり、その分、面倒は増えるということで、協力してくれない人が、どうしても一定数でてくると。

その点燃えるごみとして普通に出せば、市民や町民はなにもしなくても、勝手に自動的に分別して、ごみを資源として、より高い効率で有効利用してくれる。しかも、売電収入だとか、交付金だとか、トータルで考えると税金の負担も減らせそうだと言うことであれば、理解を得やすだろうと思うのですね。

また、社会的、世界的な要請としての CO₂ 削減にも繋がります。この度、環境省が 2050

年には、低炭素の電源による発電比率を、90パーセントまで上げると言う目標をビジョンとして示しました。低炭素の電源の中で、もっとも社会的に望まれているのは、再生可能エネルギーです。燃えるごみも、かなりの部分が貴重なバイオマス資源と言えます。その持っているエネルギーをできるだけ有効に使って発電し、化石燃料の使用量を減らすことは、社会的、世界的な要請にも合致することです。

是非、新ごみ処理施設のこの敷地内には難しいと言うのは分かりますが、既存の施設が新ごみ処理施設に移った後の施設の跡地の利用であるとか、そうゆうところ、あるいは周辺の利用と言うことも視野に入れて、是非、検討していただければと思います。

もし、稼働すれば速やかにそちらの方も着手できるように、是非、専門家であったり、あるいはそう言ったことを得意にしている企業もありますから、そう言ったところの話を聞いてみるとか、視察をしてみるとか、言ったことも、していただければと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁をお願いいたします。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

確かに議員の言われることは、一番、有効な方法だと思います。うちの組合におきましても、余熱利用施設としてのプールの関係もございますし、太陽光発電をして燃料回収もいろいろありますけれど、現ごみ焼却施設解体後には、いろいろな施設も、構成市町の部課長で構成する会議の中で、こうゆう方法もありますと言うことは、いろいろその中で調査、研究はしていきたいと思っています。

また、燃えるごみを自動選別してバイオガスを発電していくことは、化石燃料の削減や、CO₂の削減などに貢献することは確かに言えると思います。ごみにつきましては広域化とゆうこともありますし、知多北部ブロック協議会とゆうのもございますので、その中で提案してゆくべき案件だと思います。また、うちの敷地内でもできるか、今後、調査研究をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（深谷直史）

時間がまいりましたので、「5番富永議員の一般質問」を終わります。

続きまして「6番、早川議員の一般質問」を行います。

6番、早川議員、自席にてお願いいたします。

○6番議員（早川直彦）

議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目、「温水プールの利用促進について問う」についてです。平成7年度の年間利用者数は13万9,530人でありました。平成27年度8万886人と、最大時に比べ、約5万8,00人減少しております。

年中児童から小学生向けの水泳教室、成人女性向けの水中エアロビクス指導を実施し、利用促進に貢献しているものの、利用者増の効果として十分に發揮できていないとも言えます。利用促進のためにも会議室をトレーニングマシンを備えたトレーニングルームに改修し、スポーツ管理のノウハウを備えた指定管理者に変更する考えはないでしょうか。また、利用促進についての考えはあるのでしょうか。

2点目、「今後の在り方について問う」についてです。新プラント工事に合わせ、プールへの余熱利用の配管工事やプール施設の再整備を予定しております。これから温水プールへの費用対効果を考え、①温水プールを継続する。②別の温水施設に変更する。例えば、熱源を使う企業誘致、スーパー銭湯など温泉施設と言うものです。③休止、廃止するなど考えることができます。今後の温水プールの在り方をどうしていくのか。また、今後の在り方について方向性は決まっているのか、質問いたします。2点、よろしくお願いします。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

最初に私から基本的な事項をお答えしまして、ご質問の要旨につきましては、事務局長からお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

1点目のご質問の「温水プールの利用促進について問う」でございますが、温水プールは、ごみ処理施設建設の地元還元の余熱利用施設として、平成3年に開館し、今年で26年を経過しております。その間の利用者数の変動はありますが、施設の老朽化が進んできたこと、周辺地域の同様な施設が開館し、利用者数が減少しておる事は承知しております。組合といたしましては、利用者のニーズを考慮し、更なる利用施策に努めてまいります。

2点目のご質問の「今後の温水プールの在り方について問う」でございますが、最初に申し上げましたとおり、温水プールは現ごみ処理施設建設時の地元還元のための余熱利用施設であり、新ごみ処理施設においても余熱利用施設と位置付けております。

組合といたしましては、休止・廃止または他の温水施設への変更は考えず、このまま継続していく所存であります。質問の詳細につきましては、事務局長から答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（深谷直史）

事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

1点目のご質問の「温水プールの利用促進について問う」でございますが、温水プールは現ごみ処理施設建設の地元還元余熱利用施設として、平成3年に開館し、今年で26年を経過しております。

利用者の変遷は、開館の翌年から平成11年度までの8年間、平成6年度の渇水時期を除き、毎年10万人を超える利用者がございました。その後、平成12年から徐々に下降線をたどり8万人を下回りました。

この原因といたしましては、施設の老朽化が進んできたことや、周りに同様のスイミング施設、スポーツジムが造られたことが要因と考えられます。利用者の促進を図るため、組合では平成24年度から温水プール管理業務委託業者に水泳教室の企画運営を依頼し、利用者の増加に努めしたことにより、現在まで8万人を超える利用者の確保をしております。

組合といたしましても、交通弱者などのために構成市町間の循環バス乗り継ぎ性の向上や、水泳教室の講座数や講座内容の見直し、高齢者の利用が多い施設でございますので、介護予防など健康づくりのカリキュラムの一環として、温水プールを利活用していただくよう構成市町の担当課との連携や、利用しやすい環境づくりなど検討をしていきたいと考えております。

また、「会議室をトレーニングルームに改修する」ご提案につきましては、トレーニングマシンの導入につきましても、いろいろな課題があり、現時点では考えておりません。

次に、指定管理者制度につきまして、組合では委託管理業者や再任用職員を合理的に活用し、運営しておりますので、現時点では考えておりません。

2点目のご質問の「今後の温水プールの在り方について問う」でございますが、「温水プールを継続する」「別の温水施設に変更する」とか「休止・廃止する」の件については、温水プールは現ごみ処理施設建設の地元還元のための余熱利用施設であり、新ごみ処理施設建設でも余熱を利用する施設に位置付けられております。

最初に申し上げましたとおり、温水プールは開館より26年経過しております。建屋を始め、機械設備、空調設備、電気設備等の老朽化が目立っており、平成26年度に「プール建物設備調査診断委託」を行い、その結果を基に、地元要望や住民アンケートを踏まえた増築案または改修案などを施設建設委員会、副市町長部課長会議、管理者・副管理者会議で検討を重ね、既存施設での改修方針とさせていただいております。

組合ではこの方針を踏まえ、平成31年度に施設を休館し、余熱利用の配管工事と、施設の改修工事を計画しております。なお、詳細な基本設計・実施設計が決まり次第、議会にご報告させ

ていただきます。

当施設の目的でもあるように、「利用者の快適性や安全性を確保しつつ、健康増進に寄与できる施設とともに、年間を通した利用が可能のため、特に高齢者を対象とした健康寿命を延ばす施設としてアピールできますので、休止・廃止や他の温水施設への転換は考えず、構成市町のご協力をいただき、このまま継続していく計画でございます。以上です。

○議長（深谷直史）

一通りの答弁は、終わりました。再質問がありましたら、挙手を願います。

6番、早川議員。

○6番議員（早川直彦）

再質問させていただきます。県内の余熱利用のプールについても、指定管理されてるところもあります。プール以外にも体力づくり、簡単に言うと、トレーニングマシンを使うのも1つの施策、利用促進にもつながると思うのですが、それを踏まえて質問させてください。

民間のプール施設が、開設当時より増えてきました。どちらかと言うと、民間に圧迫してはいけないと言う考え方で、消極的な部分が周知に今まであったのかどうか。いやそれは関係なく積極的にやってきたのかどうか、聞かせてください。

また、現状、プールと会議室を使ってます。会議室は体操とか、教室として使われていると聞いていますが、ニーズとして、ほとんどプールだと思うんですけど、プール施設だけのニーズが高いのか、プールの施設プラス運動教室とかそういうものを併設した方がいいのか、来館されている方にアンケートを採ってプールだけだから減っていたのか、もう1つプラスアルファがあった方が、例えば受講しやすいとか、そういうことを調査してみたらどうか聞かせてください。

年間の目標数。直すとなるならば、目標値と言うものがあります。一番最初の約14万人と言うのは難しいのかもしれないんですけど、直すとなるならば、今の8万人よりは8万5千人。9万人とか目標値を定めた方が使われている市民町民の皆さんに理解を得ると思うんですが、目標はあるのでしょうか。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

1点目の民間の施設との、民業圧迫するとかの件につきましては、特に組合としては考えておりません。なるべく組合の特徴ある施設づくりに努めていきたいと思っております。

2点目の会議室を利用される受講者の、アンケートしたらどうかと言うことにつきましては、

プールだけでなく、会議室の利用もいろいろあると思います。相乗効果でプールの方まで利用していただけるようなことにつきまして、内部の中で検討させていただきたいと思います。

3番目の目標値のことなんですけど、なるべく組合として今8万人をようやく超える辺でございますので、9万人10万人としたいのは事実でございます。それになるように構成市町の管理者副管理者といろいろ協議させていただきまして、利用が伸びるような施策について検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

他にございますか。6番、早川議員。

○6番議員（早川直彦）

もう1つ聞かしてください。プールを直すとなると、建物の寿命が新プラントと建物と、時期がずれてくると思うんですけど。各市町、アセットマネージメントについて協議されていると思うんですが、建物の寿命が異なる施設が混じると、今後、運営に初期、中期に考えれば、建物を改修する方が安いのかもしれないですけれど、長期的に考えると、建替えとか、大規模な改修とか言うのも考えれるのですが、その辺も踏まえてそうゆうことを試算しているのでしょうか。

○議長（深谷直史）

それではお答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

長期の事業計画とか施設の維持管理などがあります。今回の改修につきましては、平成26年度の建物の診断に基づきまして、悪いところ全て改修する計画で進んでいます。今のプラントとの整合性と言うことは、建築の方の診断をしていただいた業者の方にお聞きしたんですけど、持つでしょうと言う想定をしております。いろいろ考えながらこの改修の方を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

時間がまいりましたので、これにて「一般質問」を終わります。

日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第1号及び第2号が配付しておりますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋代表監査委員より補足説明をお願いします。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第1号及び第2号の補足説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成28年度7月分から12月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成28年9月28日、10月19日、11月22日、12月16日及び平成29年1月25日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。

続きまして、報告第2号につきまして補足説明を申し上げます。報告第2号につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定によりその結果を議会に報告するものであります。内容につきましては、平成28年4月から9月までにかかる予算執行事務、契約事務、財産管理事務について、平成28年11月22日に定期監査を実施したものでございます。監査の結果につきましては、総体的に良好な処理がなされていることを認めたものでございます。詳細につきましては、報告書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（深谷直史）

ありがとうございました。これにて、諸報告を終わります。

日程第5、議案第1号「東部知多衛生組合行政不服審査法施行条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（岡村秀人）

それでは、議案第1号「東部知多衛生組合行政不服審査法施行条例の制定について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（遠藤公昭）

議案第1号「東部知多衛生組合行政不服審査法施行条例の制定について」内容のご説明を申し上げます。議案、2枚目裏面の参考資料と併せてご覧願いたいと思います。

本条例は、行政不服審査法が全部改正され、審査会の組織及び運営と法の規定に基づく手数料

に関し必要事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容についてご説明いたします。

第1条では、趣旨について、第2条では、手数料の額について、第3条では、手数料の減免について、第4条では、手数料の還付について、第5条では、審査会について、第6条では、組織について、第7条では、委員の任期及び責務について、第8条では、会長を置き、委員の互選により定めることについて、第9条では、会議は会長が招集し議長となることについて、第10条では、この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定めることについて、第11条では、委員が、職務上知ることができた秘密を洩らした場合の罰則について、それぞれ規定しております。

附則第1項は、施行期日で、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、東部知多衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、条例中の別表の改正は「行政不服審査会委員」の日額を追加するものでございます。以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

「議案第1号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員であります。

議案第1号「東部知多衛生組合行政不服審査法施行条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（岡村秀人）

議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、関係する4条例について、不服申

立てに関する規定を整備するため、条例を制定するものでございます。内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（遠藤公昭）

議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」内容のご説明を申し上げます。議案、参考資料及び新旧対照表と併せてご覧願いたいと思います。

本条例は、行政不服審査法が全面改正され、公平性の向上のため不服申立ての審理において新たに審理員を置き、採決について第三者機関が点検すること、不服申立てをすることができる期間を60日から3カ月に延長すること、条文中「不服申立て」の語句を「審査請求」に改めるもので、東部知多衛生組合情報公開条例をはじめ4つの条例の規定を整理及び語句の改正をするものでございます。

内容についてご説明いたします。

第1条、東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正、及び第2条、東部知多衛生組合個人情報保護条例の一部改正につきましては、一つめは、開示請求に係る不作為事件を審議会の諮問対象に追加するもの。二つめは、行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするもの。三つめは、用語の改正で、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

第3条、東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正につきましては、一つめは、審議会に提出された資料の写し等の送付及び閲覧に関する規定の整備。二つめは、用語の改正で、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

第4条、東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、用語の改正で、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

「議案第2号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

確認しました。举手全員であります。

議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第3号「東部知多衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（岡村秀人）

議案第3号「東部知多衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、東部知多衛生組合職員の退職管理に必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（遠藤公昭）

議案第3号「東部知多衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について」内容のご説明を申し上げます。議案、裏面の参考資料と併せてご覧願いたいと思います。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容についてご説明いたします。

第1条では、趣旨について、第2条では、職員の退職管理について、それぞれ規定しております。

附則としまして、公布の日から施行するものでございます。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

「議案第3号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員であります。

議案第3号「東部知多衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第4号「東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（岡村秀人）

議案第4号「東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が管理者へ報告すべき事項に関する規定を整備するため、条例を一部改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（遠藤公昭）

議案第4号「東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」内容のご説明を申し上げます。議案、裏面の参考資料及び新旧対照表と併せてご覧願いたいと思います。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律により、人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価の状況と退職管理の状況を追加するものでございます。

内容についてご説明いたします。

第3条は「任命権者の報告事項」の規定で、語句の訂正を行い、職員の人事評価の状況及び退職管理の状況を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

「議案第4号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

確認しました。举手全員であります。

議案第4号「東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（岡村秀人）

議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う引用条項等の改正漏れを改め、整備するため、条例を一部改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（遠藤公昭）

議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」内容のご説明を申し上げます。議案、裏面の参考資料及び新旧対照表と併せてご覧願いたいと思います。

今回の改正は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う引用条項等の改正漏れを改めるため、所要の改正を行うものでございます。

内容についてご説明いたします。

第1条は「趣旨」の規定で、法の一部改正による引用条項等の規定の整理を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

「議案第5号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

確認しました。举手全員であります。

議案第5号「東部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第6号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（岡村秀人）

議案第6号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、7,330万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、20億4,594万2千円とするものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（遠藤公昭）

それでは、議案第6号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成28年度当初予算額21億1,925万円から、歳入歳出それぞれ7,330万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ20億4,594万2千円とするものでございます。

補正予算書5ページをご覧いただきたいと存じます。

それでは、「事項別明細書」の歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は2,631万円の減額、率にして2.2パーセントの減でございます。この減額の主な理由は、歳入では使用料及び手数料、国庫補助金、財産収入と繰越金の整理、歳出では不用額等の整理などにより減額となったものでございます。各市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料1項2目クリーンセンター使用料1,644万円の減額は、クリーンセンター施設使用料の有料ごみの搬入量が当初予算に比べ、「家庭系」ごみは月平均約13トンの增量が見込まれますが、「事業系」ごみは大府市内にあるバイオガス発電事業への搬入実

績が月平均約 9.5 トンあり、これを踏まえますと、月平均 100 トンの減量が見込まれ減額するものでございます。

次に、3 款国庫補助金 5, 842 万 2 千円の減額は、ごみ処理施設整備費補助金に係る事務費の設計施工監理委託業務における対象事業費の減額及び平成 28 年 10 月に開催した臨時会において補正をした中電鉄塔等設置工事負担金の精査をしたものでございます。当初予算 2 億 5, 178 万 7 千円から、1 号補正で工事負担金 9, 130 万円を減額、2 号補正で委託業務 1, 309 万円と、さらに工事負担金 4, 533 万 2 千円を減額し、1 億 206 万 5 千円としたものでございます。

なお、説明欄に記載しております「廃棄物処理施設整備交付金」は、国の指導により「循環型社会形成推進交付金」からのりかえをしております。交付内容については変更ございません。

「廃棄物処理施設整備交付金」は、平成 26 年度に新設された交付金で、全国の要望も少なく、交付率がほぼ 100 パーセントを確保でき、また、本組合のごみ処理施設が「災害廃棄物の拠点施設」に指定されたことにより優先配賦が見込まれ、最終的な交付額が多くなるものと想定されのりかえをしましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、4 款財産収入 2 項 1 目生産品売払収入は、65 万 9 千円の増額でございます。これは、粗大ごみ及び不燃ごみ処理施設から回収されます鉄とアルミの売払収入で、鉄及びアルミの売却量が当初予算見込額より多くなるため増額するものでございます。

2 目物品売払収入は、106 万 7 千円の増額でございます。6 ページをお願いします。ホイルローダの新規購入に伴い不要となった平成 16 年製のホイルローダ 1 台を売却した収入でございます。

次に、5 款繰越金 2, 613 万 8 千円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次に、7 ページの歳出についてご説明申し上げます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、48 万 7 千円の減額で、この内訳は報償費の記念品等の契約残、委託料 2 件の契約残、使用料及び賃借料の契約残の整理でございます。

次に、3 款衛生費 1 項 1 目浄化センター管理費は、2, 805 万 7 千円の減額でございます。需用費 1, 260 万円の減額の内、消耗品費 160 万円の減額は薬剤の使用量の減少による減額、光熱水費 1, 100 万円の減額は電気使用量と燃料費調整単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。委託料 286 万 9 千円の減額は、委託業務 5 件の契約残の整理でございます。使用料及び賃借料 80 万円の減額は、下水道使用量が見込みを下回ったことによる減額でございます。工事請負費 1, 178 万 8 千円の減額は、8 ページまでの工事 9 件の契約残で、この工事 9 件分の平均請負率は、85.6 パーセントでございました。

2目クリーンセンター管理費は、3，897万3千円の減額でございます。需用費2,600万円の減額の内、燃料費140万円の減額は、灯油単価が見込みを下回ったことによる減額、光熱水費2,460万円の減額は、電気使用量と燃料費調整単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。委託料91万7千円の減額は、委託業務5件の契約残の整理でございます。工事請負費1,060万9千円の減額は、9ページまでの工事8件の契約残で、この工事8件分の平均請負率は、92.8パーセントでございました。備品購入費125万2千円の減額は、ホイローダ1台の購入残の整理でございます。公課費19万5千円の減額は、汚染負荷量賦課金の単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。

4目大東最終処分場管理費は、90万円の減額でございます。需用費70万円の減額の内、消耗品費20万円の減額は、薬剤の使用量が見込みを下回ったことによる減額、光熱水費50万円の減額は、燃料費調整単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。原材料費20万円の減額は、最終処分場の覆土用山砂が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、2項1目温水プール管理費は、358万8千円の減額でございます。需用費252万円の減額の内、光熱水費252万円の減額は、燃料費調整単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。委託料87万円の減額は、委託業務2件の契約残の整理でございます。工事請負費19万8千円の減額は、工事2件の契約残で、この工事2件分の平均請負率は、91.3パーセントでございました。

次に、4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費は、115万円の減額でございます。10ページをお願いします。旅費54万3千円の減額は、建設工事の着工遅れにより工場検査ができないための整理でございます。負担金、補助及び交付金60万7千円の減額は、平成28年10月に開催した臨時会において補正をした中電鉄塔等設置工事に係る負担金の整理でございます。工事負担金当初予算3億326万4千円から、1号補正で土壤汚染対策のために2億7,265万7千円を減額、2号補正で60万7千円を減額し、3,000万円としたものでございます。

また、年度末までにおける「新ごみ処理施設工事」の進捗状況は、土木・建築工事の杭工事、掘削工事、地下躯体工事が完了する予定でございます。プラント機器及びプラント電気・制御機器については、メーカーサイドでの製作を進めております。なお、年度末の工事予定出来高としては、全体の4パーセントとなる見込みで、外見的には建物の基礎部分が完了した状態となる予定でございます。

次に、5款公債費1項2目利子15万3千円の減額は、平成27年度分の最終処分場建設事業債に係る償還金利子で、当初1パーセントと見込んだ利率が0.1パーセントと見込みを下回ったため減額するものでございます。

また、11ページ以降は、継続費及び地方債に関する調書等でございますので、お目通しをお願いいたします。

なお、参考資料といたしまして、平成28年度補正予算の概要と負担金明細表を配布してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。6番早川直彦議員。

○6番議員（早川直彦）

歳入の方の6ページになると思います。事業系の有料ごみの減少なんですが、大府のバイオガスの施設が、月約100トン減額することなんですが、当初の予想どおりのものなんでしょうか。予定で処理施設の量を変えた経緯があるんですが、予想どおりの月100トン減なのか、思ったよりも多いのか少ないのか、その辺はどうなんでしょうか。

4款の財産収入の鉄、アルミ売却量の増加とありますが、アルミの価格は横ばいなんですが、鉄の買取り価格はかなり下がっていると聞いています、その辺はそれほど影響なかったと言ふことによろしいのでしょうか。

○議長（深谷直史）

2点についてお答えください。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

大府市にあるバイオマスへの搬入の件ですけれど、予算的にはそこまでの搬入があるとは思つていませんでして、27年度までの実績で予算として計上させていただきました。大府市バイオマス発電事業から搬入予定量をいただきまして、月当たり95トンから100トンの前後が、持ち込まれているのをお聞きしましたので、予算的には減額をさせていただいたところでございます。

2点目の鉄の価格の件でございます。当初予算の価格に近い価格になりましたので、ただ回収量が増えただけで増額したことでございます。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

「議案第6号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員であります。

議案第6号「平成28年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第7号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（岡村秀人）

議案第7号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、平成29年度の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、64億5,309万円とするものでございます。

平成29年度は、4か年の継続事業として実施しております、新ごみ処理施設建設事業が3年目になり、平成31年度の供用開始に向けて建設を進めるところでございます。

また、既存の各施設も年数が経過しております。年間を通して安定した運転管理ができるよう、効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査しまして、予算編成をいたしております。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（遠藤公昭）

それでは、議案第7号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計予算」につきましてご説明させていただきます。平成29年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億5,309万円とするものでございます。

当初予算書3ページをご覧いただきたいと存じます。第2表「地方債」は、ごみ処理施設建設事業に係ります地方債で、借入限度額を30億1,100万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

それでは、「事項別明細書」の歳入からご説明申し上げます。当初予算書7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は15億1,819万6千円、前年度と比較して3億2

94万8千円、24.9パーセントの増額であります。この主な要因は、事業費に係るごみ処理施設建設事業費により増額となったものであります。なお、構成市町のし尿、ごみ、温水プールに係る負担金の合計額は、説明欄に記載のとおりであります、負担率は、大府市38.5パーセント、豊明市26.7パーセント、東浦町22.3パーセント、阿久比町12.5パーセントであります。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目浄化センター使用料5万円は、前年度と比較して1千円、2.0パーセントの減額で、電柱支線等及び自動販売機の使用料であります。

2目クリーンセンター使用料1億7,340万5千円は、前年度と比較して1,800万円、9.4パーセントの減額であります。クリーンセンター施設使用料1億7,340万円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみが年間2,040トン、事業系ごみが年間10,200トン、総計12,240トンと見込んでおります。なお、有料ごみのうち、家庭系は平成26年度から増加傾向に転じておりますが、事業系では平成27年8月から稼働を始めたバイオガス発電事業への搬入量の増加を考慮し、ごみの搬入量を前年度予算より、年間1,320トン減らしております。行政財産目的外使用料5千円は、前年度と同額で、電柱支線等の使用料であります。

3目温水プール使用料1,764万1千円は、前年度と比較して3千円の減額であります。温水プール施設使用料は、1,740万円で、前年度と同額であります。1日当たりの入場者数を大人180人・子供40人、年間の開館日数を300日としております。行政財産目的外使用料24万1千円は、前年度と比較して3千円、1.2パーセントの減額で、電柱支線等及び自動販売機の使用料であります。

次に、3款国庫補助金1項1目国庫補助金1節ごみ処理施設整備費補助金17億1,240万7千円は、前年度と比較して14億6,062万円、580.1パーセントの増額で、廃棄物処理施設整備交付金であります。この交付金の対象は、ごみ処理施設の建設事業に係るものでありまして、交付金の補助率は、設計施工監理業務委託は対象事業費の3分の1、建設工事は工事内容により対象事業費の2分の1と3分の1、中電の鉄塔等設置に係る工事負担金は対象事業費の3分の1の補助率であります。8ページをお願いいたします。

次に、4款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入423万円は、葭野最終処分場用地跡地を駐車場用地として住友重機械工業株式会社に貸付する収入で、前年度と比較して115万8千円、21.5パーセントの減額であります。この要因は、ごみ処理施設建設工事の進捗に伴い、請負業者の駐車場用地が必要になり、従来の貸付面積を2,182平米減らしたためであります。

2項財産売払収入1目生産品売払収入542万4千円は、前年度と比較して120万円、18.1パーセントの減額であります。粗大ごみ及び不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの

売扱収入で、鉄の年間回収量は600トン、アルミは21.6トンを見込んでおります。また、売却価格は、鉄の機械選別・手選別ともにトン当たり7千円で、前年度よりトン当たり3千円の減額、アルミの機械選別は、トン当たり5万円、手選別ではトン当たり9万円で前年度と同額であります。鉄の売却価格の値下りを見込み減額となっております。

次に、5款繰越金1千万円は、前年度からの繰越金であります。

次に、6款諸収入1項1目組合預金利子は、3万円で、2項1目雑入70万7千円は、前年度と比較して14万6千円、17.1パーセントの減額で、各施設の自動販売機電気使用料及び9ページの廃家電等売却代などであります。

次に、7款組合債30億1,100万円は、前年度と比較して25億9,080万円、616.6パーセントの増額であります。本組合債は、ごみ処理施設建設事業債で、ごみ処理施設建設事業に係る地方債の借入れであります。

続きまして、歳出をご説明申し上げますので、10ページをお願いします。1款議会費51万1千円は、前年度と同額であります。主なものは1節報酬46万8千円で、12名分の議員報酬であります。

次に、2款総務費1項1目一般管理費5,850万4千円は、前年度に比べ24万6千円、0.4パーセントの増額であります。2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員4名分の人物費であります。11ページ8節報償費23万5千円は、小学4年生を対象とした環境衛生週間のポスターの応募に係る参加賞代であります。13節委託料407万9千円は、パソコン機器保守委託など6件の委託料であります。説明欄、最下段の公会計関連支援業務委託料216万円は、国が求める統一的な基準による地方公会計の整備をするために、組合における財務書類等を作成する新規事業であります。14節使用料及び賃借料119万8千円は、財務会計・給与管理システム、パソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料などであります。19節負担金、補助及び交付金1,611万1千円は、次のページの退職手当組合負担金及び派遣職員負担金などであります。

2項1目監査委員費11万8千円は、前年度と同額であります。

次に、3款衛生費1項清掃費1目浄化センター管理費1億6,253万9千円は、前年度に比べ5,922万2千円、26.7パーセントの減額であります。この主な要因は、需用費のうちの光熱水費及び工事請負費の減額によるものであります。2節給料から次のページの4節共済費までは、浄化センター職員2名分の人物費であります。11節需用費5,560万4千円は、前年度に比べ987万4千円、15.1パーセントの減額であります。消耗品費2,108万8千円は主に処理薬剤と機械部品購入費で、光熱水費3,054万円は主に電気使用料であります。

修繕料 384万7千円は、機械設備の修繕でプロワ補修の修繕1件と突発的な修繕料300万円を予定しております。13節委託料4, 744万9千円は、施設の清掃関係と定期的に実施しております機械設備点検委託など次ページまでの16件で、前年度に比べ158万1千円、3. 2パーセントの減額であります。主な委託業務は、前のページに戻りまして、説明欄の上から8番目の処理水槽清掃委託料382万4千円と次ページの説明欄の上から4番目の浄化センター運転管理委託料3, 520万8千円であります。15節工事請負費3, 998万3千円は、前年度に比べ4, 584万6千円、53. 4パーセントの減額であります。除鉄除マンガン装置ろ材取替工事始め7件の工事は、施設の安定した運転のための機械設備工事で、説明欄の1番目の除鉄除マンガン装置ろ材取替工事と、下から2番目以降の補修工事は新規工事であります。

2目クリーンセンター管理費8億4, 871万7千円は、前年度に比べ4, 693万4千円、5. 2パーセントの減額であります。この主な要因は、需用費のうちの光熱水費、工事請負費及び備品購入費の減額であります。なお、平成31年度から供用開始する新ごみ処理施設の稼働に向けた精査を行い、予算を計上しております。15ページ2節給料から4節共済費までは、クリーンセンター職員11名分の入件費であります。11節需用費1億4, 809万6千円は、前年度に比べ1, 754万8千円、10. 6パーセントの減額であります。消耗品費3, 192万3千円は、主に処理薬剤と機械部品購入費で、光熱水費1億224万円は、電気使用料と水道使用料であります。修繕料828万8千円は、機械設備と重機車両の修繕など3件と、突発的な修繕料500万円を予定しております。12節役務費505万1千円は、前年度に比べ276万7千円、121. 1パーセントの増額であります。この主な要因は、手数料の増額であります。組合職員1人が退職となり人員不足分を補うために、既設の可燃ごみプラットホーム監視業務の手数料を増額したものです。相手方はシルバー人材センターを予定しております。16ページをお願いします。13節委託料4億129万円は、施設の運転管理と定期的に実施しております機械設備点検など次ページまでの23件の委託業務で、前年度に比べ703万7千円、1. 8パーセントの増額であります。主な委託業務は、前のページに戻りまして、説明欄の1番目のクリーンセンター運転管理委託料2億4, 192万円、また次の前選別作業委託料2, 952万8千円と13番目の計量受付業務委託料877万3千円の2件は3年の長期継続契約で実施しておりますが、新ごみ処理施設の供用開始を考慮し、体制見直しをするため単年度で計上しております。説明欄の上から5番目の廃棄物埋立処分委託料1億705万9千円は、衣浦港3号地と民間の処分場で埋立処分する委託料で、処分量は年間7, 500トン、前年度に比べ150トンの増量を見込んでおります。17ページをお願いします。15節工事請負費2億2, 316万3千円は、ボイラ等補修工事始め7件で、前年度に比べ1, 815万6千円、7. 5パーセントの減額であります。

ます。主な工事のうち、ボイラ等補修工事8, 707万円は、法令に基づくボイラ性能検査のための整備及びダスト固化・計装設備の整備工事であります。同じく法令に基づき実施する高圧蒸気復水器等補修工事2, 668万7千円、焼却炉の炉内耐火材の取替えを行う炉内補修工事1, 676万2千円などは施設の安定した運転を行うための定期的補修工事で、説明欄の一番下、粗大ごみ処理施設補修工事8, 370万円は、破碎機等各機器のオーバーホールであります。

3目洲崎最終処分場管理費1, 327万2千円は、最終処分場の維持管理に要する費用で、前年度に比べ1, 219万1千円、1, 127. 8パーセントの増額であります。この主な要因は、委託料及び工事請負費の増額であります。18ページをお願いします。13節委託料271万2千円は、ダイオキシン類測定委託始め3件で、前年度に比べ205万1千円、310. 3パーセントの増額であります。この主な要因は、最終処分場の堰堤及び場内の除草作業を夏期冬期各1回に変更したことによる増額であります。15節工事請負費1, 015万2千円は、老朽化した浸出水処理装置の水槽F R P製2基の内外面の補修工事であります。

4目大東最終処分場管理費854万6千円は、最終処分場の維持管理に要する費用で、前年度に比べ320万9千円、60. 1パーセントの増額であります。この主な要因は、委託料の増額であります。13節委託料512万5千円は、除草作業委託始め8件で、前年度に比べ326万9千円、176. 1パーセントの増額であります。この主な要因は、コンピュータシステム点検委託料99万4千円及び大東最終処分場運転管理委託料235万9千円の新規事業であります。19ページをお願いします。

2項1目温水プール管理費9, 079万4千円は、前年度に比べ16万2千円、0. 2パーセントの減額であります。2節給料から4節共済費までは、再任用職員1名分の人物費であります。11節需用費2, 558万4千円は、前年度に比べ1千円の減額で、そのうち、消耗品費202万円は前年度と同額で、主にプールの水質保全や管理に必要となる薬剤・機械部品の購入費、光熱水費2, 400万円も前年度と同額で、電気使用料及び水道使用料であります。また、突発的な修繕料305万円を予定しております。20ページをお願いします。13節委託料5, 074万5千円は、プール管理並びに施設管理に要する14件の委託業務で、前年度に比べ37万4千円の減額であります。主な委託業務は、説明欄の上から4番目のプール管理業務委託料4, 014万4千円で、開館日数は300日間であります。次のプール窓口業務委託料304万5千円は、水泳帽子、回数券の販売、高齢者利用券処理業務をシルバーハウスセンターに委託するものであります。14節使用料及び賃借料705万5千円は、プール利用者の駐車場用地借上料及び下水道使用料などであります。15節工事請負費389万2千円は、前年度に比べ52万2千円、15. 5パーセントの増額であります。第1種圧力容器補修工事124万2千円は、労働安全衛生

法に基づく性能検査を受けるため毎年実施する工事、ポンプ補修工事 265 万円は、ポンプ 3 台の整備工事であります。21 ページをお願いします。

次に、4 款事業費 1 項建設事業費 1 目ごみ処理施設建設事業費 51 億 6, 601 万 9 千円は、前年度に比べ 43 億 8, 826 万 3 千円、56.2 パーセントの増額であります。13 節委託料 5, 625 万 9 千円は、前年度に比べ 1, 415 万 3 千円、33.6 パーセントの増額であります。ごみ処理施設設計施工監理業務委託料は 4 カ年の継続事業の 3 年目となり、平成 29 年度の年割額の割合は、総額 1 億 5, 660 万円の 35.9 パーセントであります。15 節工事請負費 49 億 5, 099 万 5 千円は、前年度に比べ 45 億 4, 624 万 3 千円、1, 123.2 パーセントの増額であります。ごみ処理施設建設工事費は 4 カ年の継続事業の 3 年目となり、平成 29 年度の年割額の割合は、総額 169 億 1, 280 万円の 29.3 パーセントであります。なお、この建設工事の概要は、平成 29 年度予算の概要資料 3 ページ目に財源内訳を、また、同じく 4 ページ目以降には、工程表、全体配置図及び完成予想図を載せてございますので、お目通しをお願いいたします。

参考といたしまして、平成 29 年度の工事内容は、土木、建築工事の鉄骨建方、地上躯体工事がほぼ完了し、内部・外部仕上げ工事を進めている段階であります。また、建築機械、電気設備工事、機器据付工事は地上躯体工事の進捗に合わせ実施していきます。下半期からは、電気、計装制御工事、配管、塗装、保温工事を実施していきます。平成 29 年度末の工事予定出来高としては、全体の 29.3 パーセントになる見込みであります。外見的には、建物は、ほぼ完了しておりますが、外壁等への塗装がまだ施されていないため、仮設足場が残った状態になっております。平成 30 年度の工事内容は、外構工事以外の工事は、6 月末までには完了する予定です。その後、中電からの受電を受けて、10 月以降、試運転作業に入ります。そして、3 月 8 日の竣工を目指して進めていくものでございます。

もどりまして、19 節負担金、補助及び交付金 1 億 5, 200 万円は、前年度に比べ 1 億 7, 326 万 4 千円、53.3 パーセントの減額であります。この内訳は、建設事業に携わる派遣職員負担金 2 名分と高圧線の引込みに伴う中部電力の鉄塔等設置に係る工事負担金 1 億 3, 000 万円であります。中電鉄塔等設置工事費負担金 1 億 3, 000 万円は、3 カ年の継続事業として実施している事業で、2 年目となる平成 29 年度の年割額の割合は、総額 2 億 3, 228 万 9 千円の 56 パーセントであります。

次に、5 款 1 項公債費 1 目元金 8, 265 万 8 千円は、前年度に比べ 3, 231 万 6 千円、64.2 パーセントの増額であります。この要因は、平成 25 年度に借り入れた最終処分場建設事業債に係る元金償還の開始によるものであります。また、最終処分場用地取得債及びごみ処理

施設用地取得債に係る元金の償還金であります。

2目利子1, 141万2千円は、前年度に比べ393万2千円、52.6パーセントの増額であります。この主な要因は、平成28年度に借り入れたごみ処理施設建設事業債に係る利子の償還金によるものであります。また、ごみ処理施設建設事業債、最終処分場建設事業債、最終処分場用地取得債及びごみ処理施設用地取得債に係る利子の償還金であります。22ページをお願いします。

次に、6款予備費は、1,000万円で、前年度と同額であります。

なお、23ページ以降は、給与費明細書を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。また、お手元に資料として、平成29年度当初予算の概要と市町負担金明細表並びに年度別償還表などを配付してございますので、よろしくお願ひいたします。以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。6番早川直彦議員。

○6番議員（早川直彦）

歳出の方の11ページ、委託料の公会計関連支援業務委託料、これ新規なんですが、これ何年かの委託なのでしょうか、単年度でなくて。最終的に公会計が始まるのはいつになるのか聞かしてください。

続いて、17ページの委託料ですね、これ全体的に若干ではありますがプラスになってますが、これは人件費、全体的にやや上がっていることが原因で、若干約700万円くらい増えているんですが、そうゆうことによろしいのか。前選別と計量ですね、前選別が前年比378万8千円、計量受付の方の業務が、254万5千円増えてるんですが、これあれですかね、長期契約の更新でさらに増えたってことによろしんでしょうか。

続いて、18ページ、上の洲崎の最終処分場、除草の委託が前年比に比べると、200万増えているんですが、これシルバーさんに多分委託してたと思うんですが、シルバーさんじや、ちょっと危ないから業者さんに頼むとゆうことなんでしょうか。

最後なんですが、20ページ、プールの管理委託料なんですが、プール管理の委託料が前年はマイナス、前年比に比べると51万8千円減。窓口の業務委託料、これシルバーさんだと思うんですが、これは8万5千円プラスになってます。両方ともが減ってれば判るんですが、どうしてプールの窓口だけ減ったのか。プールの管理業務委託、確かに業務の遂行するのに、若干30分だけ早くしたいとか覚えがあるのですが、その関係だと減るようなことはないと思うんですが、な

ぜ減ってるんでしょうか聞かせてください。

○議長（深谷直史）

4点についてお答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

それでは順を追って説明させていただきます。まず11ページの公会計の件でございます。29年度に、すべて財務会計書類の関係を整えまして、30年度に公表を予定しております。29年度に全部委託してやらしていただく予定をしております。

16ページから17ページにかけての委託料と言うことで、それぞれの中で、業務内容がいろいろ変っております。特に前選別だとか計量受付業務につきましては、3年の継続契約が切れましたので、やはり労務単価とか見直しがございます。特に計量受付業務につきましては、前回の落札率が大分低かったものですから、それとの差額の関係で特に大きな金額になったものでございます。

続きまして、洲崎の除草作業委託につきましては、今までシルバー人材センターに委託していました。のり面はやはり境は、なかなかやり手がいませんで、シルバー人材センターの方からお断りがありましたので、民間の方に委託をお願いしたものでございます。やり方については、先程ご説明申し上げたとおり、夏季冬季1回づつに変更させていただいて、全面的にやらしていただくようにさせていただきましたのでよろしくお願いします。

プールのまず管理業務につきましては、昨年度の説明の時に時間を先にしてと、説明をさせていただいたんですけど、実際の管理業務をやった時に、それまで掛からないとゆうことで実績を重視いたしまして、今回は予算を計上させていただきましたので減ったとゆうことでございます。シルバーの窓口業務に関しては、やはりシルバー関係については、すべてどこの市町でも同じだと思うのですが、単価がありますので増額になった訳でございます。以上です。

○議長（深谷直史）

他に質疑はございますか。5番富永秀一議員。

○5番議員（富永秀一）

18ページの大東最終処分場の運転管理委託料、これ概要の方の2ページを見ると、新規と書いてあるのですが、新規で委託をされるとゆうことだと思います。もしかして、これまでお話をあったのかも知れませんが、新規で委託されることになった理由について伺いたいと思います。

それから、概要の方の4ページを見ると工程が載っているわけですけれども、これを前の年度に載っている工程表と比べるしていくと、土壤汚染による土の入れ換えがあった割に、プラントの着工が1か月半遅れで、試運転が半月遅れで、竣工が3月8日とゆうことで、遅れはちゃんと取

り戻せて予定どおり完成できる見込みとなっている。土壤汚染のことについての時にも確か、工期の遅れはないですよとゆうことだったので、まあそうゆうことなのかなと思うんですが。これきちんと業者とも話し合った上で、無理のないスケジュールになっているのかどうか。普通、こうゆうことがあらば、延びたら後ろに延びるものだと思うんですが、最初からよほど余裕を組んでないかぎり、ちゃんと合うとゆうのが不思議なところもあるんで、そこはきちんと安全だとか、あと手抜きがあつてはいけませんから、そのあたりは、きちんと確認されてるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（深谷直史）

2点についてお答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

1点目の大東最終処分場の運転管理につきましては、平成27年4月から大東が供用開始いたしまして、容量的に埋まってきたので、水管理をする必要がございますので、その関係で今回新規に見ていただくように委託をするものでございます。

2点目の工程表については、3月8日までに出来るのか、無理をしてないかとゆうことにつきましては、事業者とよく相談をいたしまして、具体的には今まで当初だと作業を2班くらいでやるところを、3班で人員の確保はできたとゆうことで、3班制にして、工程をちじめる予定を立てることが出来ましたので、無理なくやれることと思っております。その辺の工程管理につきましては、工事責任者と施工監理につきましては、その辺を詰めさしていただきまして、安全に3月8日には終わるように努力はさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。他に質疑はございますか。2番大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

2番大西勝彦です。ページ数で言うと7ページ、クリーンセンター使用料。ごみの減量化についての7ページになります。7ページで家庭系のですね、ごみが増えているのですけれども、トレンドとしてと言うか、全体としてはごみの減量化をしてゆかなあかんとゆうこと。これは各市町の施策でやってゆくことなんでしょうけども、処理しているのはクリーンセンターですので、クリーンセンターとして、たとえば減量化の1つの方策で、ごみ袋の有料化とかごみの有料化ってゆうのがあるかと思うんですけども。各市町が多分足並みを揃えてやっていかなあかんと思うんですけども。その辺の話合いつてゆうのが、29年度どの辺まで行くのか組合の方で判れば教えてください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

その件につきましては、ごみ減量化の取り組みについては、基本的には構成市町が一般廃棄物処理計画を作成して、その中でごみの発生量、そのごみの処理方法、処理量及び排出抑制の施策などを公表しておると思います。

現在、新施設稼働に向けて、さらなるごみ減量化を行うために、構成市町と組合では、「ごみ減量化会議」を行い、ごみ減量化施策の研究を重ねております。構成市町が中心となり、ごみ減量化の手段や方法などについて統一的な施策が可能か等の研究を行っているところでございます。今後、会議での、研究成果をまとめ、構成市町それぞれの議会において報告されると、私どもはお聞きしておりますので、ご理解いただければ、よろしくお願いします。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。2番大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

今、構成市町で研究して組合も入ってるって話なんですけども、その調査結果ってゆうか検討結果とゆうのは29年度にでるとゆう感じで認識してよろしいでしょうか。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（遠藤公昭）

その辺の件につきましては、その会議の部長さんもおりますので、私どもからちょっと言い難いところがございます。追ってその結果が公表されるものと思っております。

○議長（深谷直史）

答弁は終わりました。他に質疑はありませんか。

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

「議案第7号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員であります。

議案第7号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（岡村秀人）

平成29年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日提出いたしました全議案につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（深谷直史）

これをもちまして、平成29年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

(閉会)

誠に恐れ入りますが、引き続き全員協議会を休憩なしで開催いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条
第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

深 谷 直 史

4番議員

月 岡 修 一

7番議員

山 下 享 司

